

島根県集落支援員アドバイザー派遣事業実施要領

1. 目的

市町村に配置される集落支援員等に対して、集落の点検や住民同士の話し合いの促進、地域課題解決に取り組む地域運営組織などのサポートを行うため、アドバイザーを派遣し、集落支援員に助言、情報提供等の支援を行うことにより、集落支援員の取組の更なる推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

島根県（中山間地域・離島振興課）

3. 支援内容

県が指定する集落支援員に精通したアドバイザー派遣を希望する集落支援員等に対し、個別の課題に応じ、課題整理、アドバイス、情報提供等の支援を行う。

（１）集落支援員の役割への支援

集落点検の実施、集落のあり方に関する話し合いの促進、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策の支援

（２）具体的な活動内容への支援

- ①高齢者等の見守り、買い物などの生活支援
- ②行政機関との連絡・調整、集落と行政の仲介
- ③地域行事や文化活動
- ④草刈り・鳥獣害対策・防災活動
- ⑤自治会等の地縁組織やコミュニティ活動
- ⑥移住・定住の促進
- ⑦地域運営組織等の設立・運営
- ⑧集落支援員に関する活動でその他必要な支援

4. 事業スキーム

別添のとおり

5. 派遣依頼

派遣を依頼する市町村は、各市町村の集落支援員のアドバイザー派遣の希望をとりまとめ、別紙「島根県集落支援員アドバイザー派遣依頼書（様式１）」を県に提出するものとする。

6. 派遣決定

県は、派遣の申請があった場合は、島根県集落支援員アドバイザーリストの中から、派遣アドバイザーを決定し、申請市町村に対し通知する。

7. 派遣に関する調整

県は、派遣するアドバイザーを決定するにあたり、必要に応じ、申請市町村に対し、随時連絡調整を行う。また、本事業に基づくアドバイザーの派遣は、県が適当であると判断した場合において、オンライン会議に代えることができる

8. 結果報告

支援を行ったアドバイザーは、別紙「島根県集落支援員アドバイザー派遣結果報告書（様式2）」により、支援結果を、その都度、県に報告するものとする。

9. 経費負担

アドバイザー派遣に要する経費（報償費及び旅費等）は県が負担する。

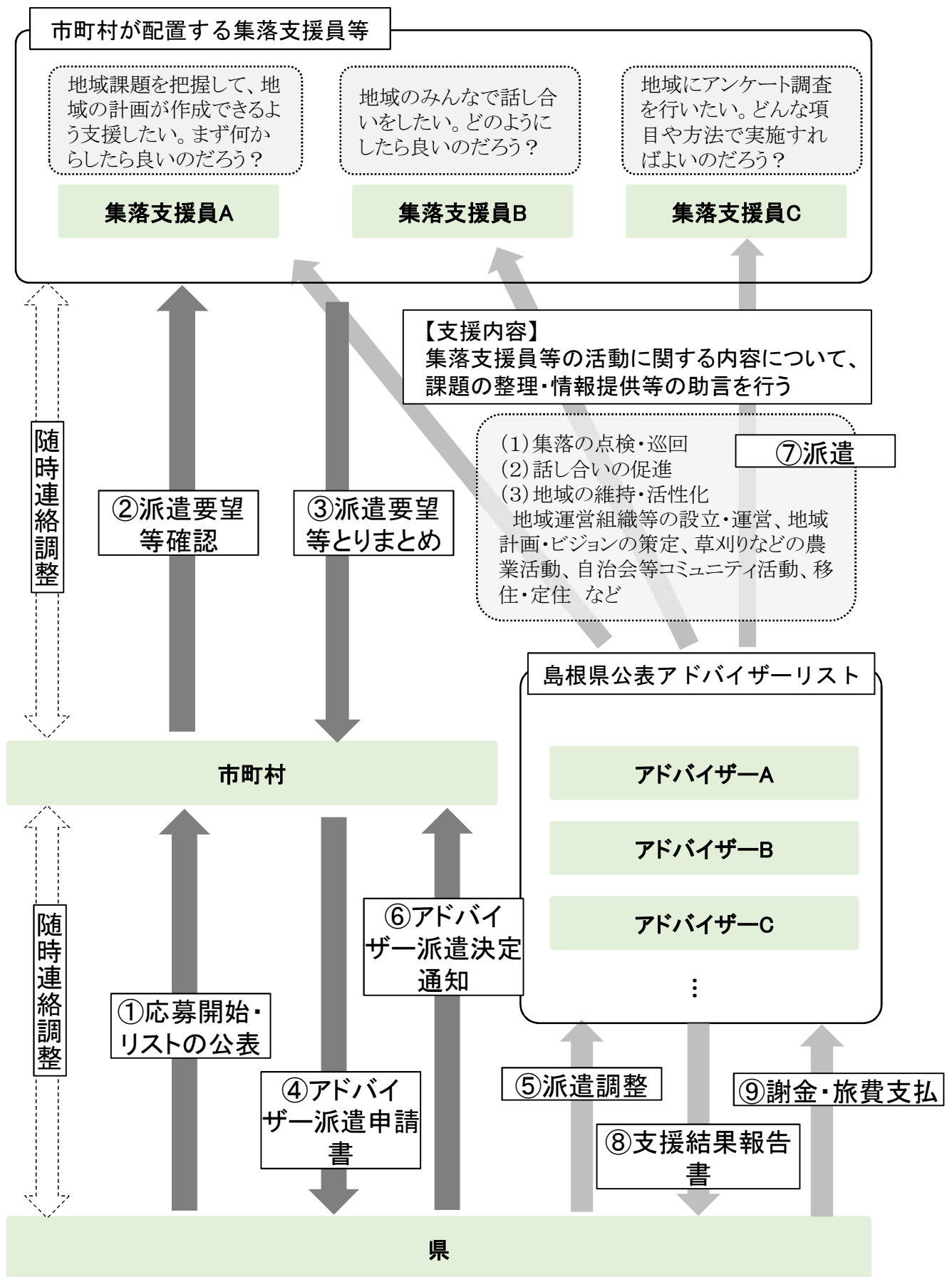
10. その他

この要領に定めのない事項については、別途定める。

（附則）

この要領は、令和7年4月1日から実施する

島根県集落支援員アドバイザー派遣事業フロー図



※支援結果報告書は
申請市町村へも共有

島根県集落支援員アドバイザー派遣依頼書

1 基礎情報

市町村名		担当課	
担当者		T E L	
MA I L			
集落支援員等 氏名		活動地区 活動内容	

2 希望する支援内容（「○」で囲んでください。）

(1) 集落支援員の役割への支援

- ①集落点検の実施
- ②集落のあり方に関する話し合いの促進
- ③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策の支援

(2) 具体的な活動内容への支援

- ①高齢者等の見守り、買い物などの生活支援
- ②行政機関との連絡・調整、集落と行政の仲介
- ③地域行事や文化活動
- ④草刈り・鳥獣害対策・防災活動
- ⑤自治会等の地縁組織やコミュニティ活動
- ⑥移住・定住の促進
- ⑦地域運営組織等の設立・運営
- ⑧集落支援員に関する活動でその他必要な支援

3 希望するアドバイザー（該当者がいる場合は記載ください。）

4 課題・支援依頼の概要

※現在抱えている課題及び支援依頼の概要を記載してください

課題：

支援依頼の概要：

島根県集落支援員アドバイザー派遣支援結果報告書

1 基礎情報

市町村名		担当課	
支援アドバイザー		TEL	
MAIL			
集落支援員等 氏名		活動地区 活動内容	

2 支援結果報告

※支援前の課題や支援後の結果、次回派遣支援の予定等を記載ください